

第 31 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年12月24日(水) 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 2時 35分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)
出席委員	<p>21名</p> <p>農業委員</p> <p>1番 富田 正次郎 3番 山形 啓子  4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄  7番 星野 重彦 8番 山形 栄子 9番 坂本 久美子  10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司  13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄</p> <p>農地利用最適化推進委員</p> <p>1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一  4番 木村 聡 5番 大澤 隆  8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎  11番 深澤 憲司</p> <p>[遅刻委員]  [中座委員]  [早退委員]</p>
欠席委員	<p>2番 杉戸 恵司  6番 小菅 雄一郎 7番 多和田 圭一 10番 齊藤 克代  12番 太田 亮一</p>
議事参与	<p>5名</p> <p>事務局長 新井 八寿代 主査 鳥井 貴史  次長 山藤 健二  係長 石原 幸枝  主査 細井 裕子</p>
議 事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 会期決定の件</p> <p>日程第3 第120号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  委員会処分 2件  第121号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  委員会処分 2件</p> <p>日程第4 報告第59号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  報告第60号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</p>

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第31回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員8名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、10番星野昭彦委員及び11番中島委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第120号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号20番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を引き続き実施するため、申請されたものでございます。営農型太陽光発電の転用許可期間は、3年間でございますので、これを更新するため、3年に一度、許可期間終了前に申請するものとなります。

本件は、被設定人が設定人所有の農地の上部に太陽光発電施設を設置していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

営農状況といたしましては、渋柿(蜂屋柿)の植え付けがされており、昨年までは柿の実がいくらか実るくらいにまで生育されておりましたが、7月に営農型太陽光発電設備の現地調査を行ったときには木が途中から伐採され、樹幹(幹の部分)だけが残っている状態でした。申請者に理由書の提出を求めたところ、伐採に至った理由として太陽光発電設備の安全性の確保のためと、営農

継続のための適切な栽培管理のために行ったということで、強剪定を行うことで伐採した箇所から発生する新芽を育てていくことで品質の良い渋柿を育成することを目的としているそうです。今後の対応としましては、樹木がソーラーパネルの高さに達する前に定期的に剪定を行い、安全確保と営農活動の両立に努めていくとのことでございます。提出された営農計画書によると、消毒や除草を行いながら来年から再び柿の収穫を行っていく計画となっております。

受付番号21番の譲受人の状況につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、この件について12月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

5番農業委員 はい。

議長 はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員 5番山形です。12月23日に8番丹羽推進委員と事務局2名と一っしょに現地調査に行きましてのご報告いたします。

第120号議案受付番号20番の場所ですが、新里町にある十三塚集会所の南の道路を西に少し進んだ右側でございます。今回の案件につきましては、更新申請という事で中に植えてある柿の木を見て参りました。特に問題はないかと思っておりますのでみなさんのご審議をお願いいたします。

第120号議案受付番号21番については、8番丹羽推進委員にお願いいたします。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員

8番推進委員 8番丹羽です。12月23日に5番山形ちづ代委員と事務局2名と一っしょに現地調査に行きましてのご報告いたします。受付番号21番の場所ですが、黒保根町にある市営柏山団地南東になります。申請地は3件ございまして、855番1、854番1については、良い農地として利用されております。844番については、雑草が生えた状態であり、適正な農地利用とは言えませんが、トラクターをかければ農地として利用可能ではないかと思っております。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

( 補足説明なし )

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問は、ございませんか。

12番農業委員 議 長 はい。  
はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。受付番号20番については、今年の夏に営農型太陽光発電施設設置農地の現地調査に行った時は、ほとんど柿の芽は出ておりませんが、現在は、どのような状態になっておりましたか。

5番農業委員 議 長 はい。  
はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員 5番山形です。夏の現地調査時の状態を知らないのですが、よくわかりません。

12番農業委員 議 長 はい。  
はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。現地調査に行った時は、柿の木の目が出る寸前のものがあったので、その後どのように成長したのかと思い質問しました。

8番推進委員 議 長 はい。  
はい。8番丹羽推進委員

8番推進委員 8番丹羽です。柿の枝について、勢いはありませんでしたが、芽もついておりたくさん出ておりました。幹の部分はカットしてあり、隣の太い枝をいかして横に伸ばすような状態でした。

12番農業委員 議 長 はい。  
はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 12番渡辺です。一昨年は、柿の花の付いた枝は残し剪定してありましたが、今年の夏に営農型太陽光発電施設設置農地の現地調査現地調査に行った時には、柿の花の付いた枝は切ってありました。その大事な枝を切ってしまうと、実は付きませんよね。柿の木の様子をすべて確認している訳ではないので、来年はどうか心配です。

議 長 受付番号20番については、第121号議案受付番号37番でもう一度審議しますので、よろしくお願ひします。  
ほかにございますか。  
質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。  
第120号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。  
よって、第120号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第121号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局  
議長  
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号36番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われまますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号37番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地ではありますが、営農型太陽光発電設備の許可継続の取り扱いに沿った、一時的な利用を更新するものであり、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われまますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えまます。

以上36番、37番は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えまます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長

続きまして、この件について12月23日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいいたします。

5番農業委員

はい。

議長

はい。5番山形ちづ代委員。

5番農業委員

5番山形です。第121号議案受付番号36番の場所ですが、ぐんま昆虫の森、南駐車場南側の道路を少し西へ向かい北側になります。現地について、一般住宅及び貸露天駐車場用地に使用するということですが、特に問題はないかと思いまますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

続きまして受付番号37番ですが、第120号議案受付番号20番と重複しておりますので、報告は省略させていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いいいたします。

( 補足説明なし )

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

12番農業委員

はい。

議 長

はい。12番渡辺委員。

12番農業委員

12番渡辺です。受付番号37番の更新期間についてですが、同じ申請者が10月の更新申請の期間が1年で、今回の申請期間が3年としたら何かおかしくないでしょうか。

事 務 局

前回の10月の更新の期間と、今回の申請の更新期間が変わることはおかしいという質問でしょうか。ケースバイケースと考えております。前回の更新したのは10月、今回の審議しておりますのは12月で、まだ1ヶ月しかたっておりませんが、委員会を開催する前に現地調査をしておりますので、大きく改善の兆しがあるとすれば、その状況を加味して議論していく方向で良いかと思っております。今回の件につきましては、事務局側としても10月に見た状況と今回の状況について、大きな違いはなかったと述べさせていただきます。

議 長

ほかにご質問はありませんか。

事 務 局

はい。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

はい。10月の申請では、3年更新でした。委員会で審議いたしまして3年は長いのではないかということで1年間になった経緯がございます。

議 長

ほかにご質問はありませんか。

11番推進委員

はい。

議 長

はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員

はい。深澤です。前回営農型の現地調査に行きましたが、伐採して管理しているようでしたが、実際に現地を見た時に、あれが適切な管理なのかどうか、適切な管理ができていないのであれば、収益の見込みがないのではと思いません。営農型を続けるのであれば、適切な管理をする方向での指導が必要かと思いません。

議 長

ほかにご質問はありませんか。

今、みなさんの意見を聞きますと一般的な管理をされていないようです。

10月に提出された同じ申請者の案件で3年更新のところを1年にさせていただいた経緯がありますので、今回の申請も3年が良いのか、1年が良いのか決議を執りたいと思いません。

第121号議案「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号37番の委員の挙手を求めます。

まず、3年が良い方の挙手をお願いします。

( 賛成者 挙手 )

挙手なしでございます。

次に1年が良い方の挙手をお願いします。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

委員の意見といたしまして、今回は、1年の期限付きで許可を与えることに決定いたしました。

第121号議案「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号36番について決議を執りたいと思います。受付番号36番賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者 挙手 )

挙手全員でございます。

よって第121号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第4 報告第59号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第59号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、ございませんでした。

議長

続きまして、報告第60号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第60号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については12件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第60号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 2 時 3 5 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

-----  
1 0 番

-----  
1 1 番  
-----

